

法學博士青木徹二著

增訂
改版
新商法釋義

東京
株式會社
同文館藏版

大正四年一月二十八日印刷
 大正四年一月三十日發行
 大正五年三月廿一日再版
 大正五年三月廿四日再版發行

增訂新商法釋義奧附

正價參圓

青木徹二

發行者

株式會社 同文館
 東京市神田區表神保町二番地

右代表者

森山章之丞

印刷者

中田福三郎

東京市牛込區市谷加賀一丁目十二番地

印刷所

株式會社 秀英舍第一工場

東京市牛込區市谷加賀一丁目十二番地

不許
復製

發兌

大賣捌

東京市神田區表神保町二番地
 電話本局四三七・三三六七番
 振替口座東京一三五番

株式會社 同文館

東京早稻田 東京神田 大阪市東區 大阪市北區 朝鮮京城
 同文館 東京堂 大阪寶文館 盛文館 日韓書房

第八版序

曩に本書の初版を起稿するに當たりては主として商法中改正法律に依りて修正されたる商法の全部に付き其要領を説示し以て實業家の爲めに必要なる法律知识を供給せんことを期したり幸にして該書は時代の要求に適ひたるものか讀書社界より異數の歡迎を受け月餘に版を重ねること七回の多きに及びたり然るに退て靜かに考ふれば該書の内容に付て未だ實際家の立場より見て其需要を充たすに足らざる所尠な

からざるやの憾あり依て暫く其續版を中止し昨年來
其改訂に着手し且つ商法發布以來の幾多參考と爲る
べき判例を引用して以て實際の運用に便ならしめん
ことに力めたり本書發行の趣旨斯くの如くなるを以
て固より専門學者の參考には値ひせずと雖も世の學
生及び銀行會社員其他法律實務に従事する讀者には
好伴侶たるべきを疑はず

大正四年新春

青 木 徹 二 識

增訂
改版
新商法釋義

目次

第一編 總則

第一章	法例	三
第二章	商人	七
第三章	商業登記	一六
第四章	商號	二四
第五章	商業帳簿	三六
第六章	商業使用人	四三
第七章	代理商	五一

第二編 會社

第一章	總則	五九
第二章	合名會社	六九
第一節	設立	六九
第二節	會社ノ内部ノ關係	七六
第三節	會社ノ外部ノ關係	八四
第四節	社員ノ退社	九一
第五節	解散	九七
第六節	清算	一〇九
第三章	合資會社	一三〇
第四章	株式會社	一四〇
第一節	設立	一四〇
第二節	株式	一八一

第三編 商行爲

第三節	會社ノ機關	二一〇
第一款	株主總會	二一〇
第二款	取締役	二二二
第三款	監查役	二三六
第四節	會社ノ計算	二四四
第五節	社債	二五五
第六節	定款ノ變更	二六五
第七節	解散	二八三
第八節	清算	二八七
第五章	株式合資會社	二九三
第六章	外國會社	三〇五
第七章	罰則	三一〇

第一章	總則	三二〇
第二章	買賣	三五〇
第三章	交互計算	三五四
第四章	匿名組合	三五九
第五章	仲立營業	三六四
第六章	問屋營業	三六八
第七章	運送取扱營業	三七二
第八章	運送營業	三八〇
第一節	物品運送	三八〇
第二節	旅客運送	三九七
第九章	寄託	三九九
第一節	總則	三九九
第二節	倉庫營業	四〇二
第十章	保險	四二七

第四編 手形

第一節 損害保險……………四二七

第一款 總則……………四二七

第二款 火災保險……………四六二

第三款 運送保險……………四六六

第二節 生命保險……………四六八

第一章 總則……………四七九

第二章 爲替手形……………四九四

第一節 振出……………四九四

第二節 裏書……………五〇七

第三節 引受……………五一八

第四節 擔保ノ請求……………五二八

第五節 支拂……………五三七

第六節	償還ノ請求	五四二
-----	-------	-----

第七節	保證	五五九
-----	----	-----

第八節	參加	五六二
-----	----	-----

第一款	參加引受	五六二
-----	------	-----

第二款	參加支拂	五六九
-----	------	-----

第九節	拒絕證書	五七五
-----	------	-----

第十節	爲替手形ノ複本及ヒ謄本	五八三
-----	-------------	-----

第三章	約束手形	五九二
-----	------	-----

第四章	小切手	五九六
-----	-----	-----

第五編 海 商

第一章	船舶及ヒ船舶所有者	六〇九
-----	-----------	-----

第二章	船員	六二七
-----	----	-----

第一節	船長	六二七
-----	----	-----

增訂
改訂

新商法釋義

目次終

目次

第二節	海員	六四三
第三章	運送	六五四
第一節	物品運送	六五四
第一款	總則	六五四
第二款	船荷證券	六八八
第二節	旅客運送	六九八
第四章	海損	七〇三
第五章	海難救助	七一九
第六章	保險	七三三
第七章	船舶債權者	七五九
商法中改正法律附則		一

増訂
改訂

新商法釋義

法學博士 青木徹二 著

商法

通俗に商と言ひ又は商取引と稱する事柄は如何なるものなりや之を學理的に説明すること頗る困難なり我商法は商行爲なる觀念を基礎として規定せられ其商行爲なるものは商又は商取引と意味を同ふするが故に商行爲の意味を解説すれば商又は商取引の意味を併て解説することを得べし而して商行爲の意味は商法第二百六十三條乃至第二百六十五條に列舉せり右三ヶ條に掲げある行爲は商行爲なりと言ふことを得べし然れども之にては形式上の説明にして右三ヶ條を詳細に知るに非らざれば了解し難かるべきが故に今は只大體の觀念を造る爲に假

りに「商行爲とは物品の流通を媒介補助する營利行爲なり」と定め置き詳細は右三ヶ條の下に譲る。

商取引即商行爲を爲す者は多くの場合に於て商人なれども常に然るにあらず商行爲を業とする者に限り商人たるなり商法は商行爲及商人に關する事項に付き規定せられたるものなり。

商法の沿革を述べれば左の如し

明治二十三年四月二十七日法律第三十二號を以て始めて商法なる法典を公布せられ翌年の始めより實施の筈なりしに遂に其運びに至らず只其中の會社法手形法破産法並に商事會社に付ては商業登記商業帳簿の規定のみ明治二十六年七月一日より實施せられたり其他の部分は明治三十一年七月一日より實施せられたるも其翌年法律第四十八號を以て新に商法全典を公布せられ六月十六日より新商法實施せらるゝと同時に舊商法は廢止せられたり更に明治四十四年法律第七十三號を以て前示商法の一部修正公布せられ同年十月一日より實施以て現行商法を成す。

第一編 總則

第一章 法例

廣義に法例と言へば法律適用に關する原則を定めたる規定を指す、民法商法は勿論其他の法律が如何に適用さるゝかを示す原則に外ならず我國法上明治三十一年法律第十號として發布せられたる法例なる一編あり該法例は民法商法又は其他の私法が如何に適用さるゝかを示したるものなり。

本法の第一章として法例なる規定あり又刑法の第一章にも法例なる規定あり右商法刑法の法例は商法刑法が適用せらるゝ原則を規定せられたるものにして名は均しく法例と題するも前示法律第十號の法例とは其適用せらるゝ範圍を異にす即ち商法の法例は商法適用の原則を示すに止まるも前示第十號法例は商法民法其他私法一般に通する規定なり同一字句なるが故に初學者或は惑ふこと無きにあらずるを以て茲に略解したり。

第一條 商事ニ關シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ、商慣

習法ナキトキハ民法ヲ適用ス。

本條は商事に關する法規の適用の順序を定めたるものなり。商事は法律上民事の一部にして、民事なる語は、通常は刑事なる語と相對して用ひらる。學理上民事と刑事とを區別することの困難なるが如く、商事も亦之を商事以外の普通の民事と區別すること容易ならず。然れども大體の意義としては、商取引及び商人に固有なる法律上の關係を指すものと解することを得ん。蓋し商取引を業とする之を商業と云ひ、商業を營む者は則ち商人なるを以て、結局商事なるものは商取引を中心とする法律上の事項に外ならず。而して商法は、商事に關する大原則を定めたるものなるを以て、第一次に之を適用すべきは、多言を要せざる所なり。故に商法中明文あるときは勿論、假令明文なくとも、其解釋上類推し得べき法規は、總て之を適用すべきなり。

商慣習法とは何ぞや。明治三十一年法律第十號、法例第二條は、公の秩序又は善良の風俗に反せざる慣習は、法令の規定に依りて認めたるもの、及び法令に規定なき事項に關するものに限り、法律と同一の效力を有すと規定せり。故に之に該當する

不文の法律は、則ち一般の慣習法にして、其一般慣習法の内、商事に特殊なるものは、則ち商慣習法なり。商事に關し、商法に規定なき場合に於て、商慣習法あるときは之を適用し、而して商慣習法も亦存在せざる場合に於て、初めて私法の普通法たる民法を適用するものとす。(商法總論四九頁以下參照)

第二條 公法人ノ商行爲ニ付テハ、法令ニ別段ノ定ナキトキニ限り、本法ノ

規定ヲ適用ス。

國、市町村其他の公法人と雖も、自己の名に於て商行爲を爲すを業とするときは、之を商人と見るべきものなり。(第四條)例へば國家が、官設鐵道に依り物品又は旅客の運送を爲し、市町村が、電氣事業又は瓦斯事業を經營し、以て其收入の財源と爲すときは、是等の公法人も亦商人なり。而して公法人が商人たるときは、其營業に關する行爲は、常に商行爲なり。(第二百六十五條)又公法人が商人に非ざる場合に於ても、商法第二百六十三條に掲げたる行爲を爲すときは、其行爲は商行爲たること勿論にして、市町村に付ては市町村制に商行爲を爲すを禁じたる規定無きを以て、商行爲を爲し得るは當然なり。(商法判例集二頁一)是等の場合に於て理論上より云へば、